

災害廃棄物部会からの提言

日建連 復旧・復興対策特別委員会 災害廃棄物部会は、今回の処理業務に係る経験を踏まえ、将来予測されている大災害に対し、復旧から復興への移行の前提となる災害廃棄物処理を迅速に実施するために必要な措置について、以下の通り提言する。

■業務の発注・契約について

・発災から処理業務発注までの期間の短縮化（半年未満）

岩手県や宮城県の発注業務では、最も早く契約した処理区で発災から約半年後、最も遅く契約した処理区では発災から1年2か月後であった。早期復旧のためには、災害廃棄物処理業務の早期の着手が特に重要であるため、業務発注までの期間の短縮化が望まれる。

・概算内訳による早期契約

発注に際し、プロポーザル方式による処理区ごとに異なる手法、単価を選択するのではなく、例えば、東日本大震災での中間処理業務の実績を踏まえ、迅速な契約締結（概算内訳による概算契約で早期に契約し、その後、実績に合わせ実数清算する）により着手を速くするとともに、共通の仕様・方法などを採用することが有効と考える。

・契約時処理対象数量の推定精度の向上

東日本大震災では、当初推定した災害廃棄物の数量が最終的に大幅に変更となった処理区も多く見受けられた。東日本大震災等での実績を踏まえ、災害廃棄物の量を精度よく効率的に推定できる原単位等の数値的データを整理・整備しておくことが重要と考える。

・業務の随意契約について

災害廃棄物処理業務を年度ごとに分割発注する場合は、効率的でスムーズな業務を実施する観点から、次期工事は随意契約とすることが望まれる。

■災害廃棄物処理に関する協定の事前締結について

・処理の事務委託（市町村から県）に関する事前協定

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため処理責任は市町村にあるが、東日本大震災と同様に行政機関自体が被災するケースも考えられる。市町村から県への処理の事務委託に関する協定を締結しておくことが有効と考える。

・広域処理に関する協定の事前締結

都道府県、市町村は、平常時から意思疎通を図り災害廃棄物の広域処理に係る協定を締結しておくことが有効と考える。

・包括的な災害協定の検討

日建連（当時、土工協）東北支部は平成19年2月に、国土交通省東北地方整備局、東北6県及び仙台市と、包括的な災害協定を締結しており、復旧支援に係わる指示命令系統は東北地方整備局に一本化されていたため、東日本大震災直後に東北地方整備局からの要請を受け、応急復旧に係る作業等の役務提供や、全国的なネットワークを活用して、被災者支援に必要な物資や資機材の調達、運搬、受渡しを実施し、初期の復旧に非常に有効に機能した。このことを踏まえ、日建連と関係機関（環境省、地方自治体等）との包括的な災害協定を締結することについて、今後検討することが望まれる。

■行政の機能・権限について

・発災時の迅速な支援体制、廃棄物処理の権限の一本化（所轄官庁）

発災時に、インフラ復旧、救助活動はもとより、災害廃棄物処理関連業務（復興資材の公共工事での活用を含む）においても、関連部局が平常時の所掌範囲・権限を越え、一本化した体制下で迅速な行動（意思決定・合意形成等）がとれるような行政システムを準備しておくことが必要と考える。

■法規制について

・災害廃棄物の特殊性を考慮した（再委託・再再委託）規定の構築

現行法では災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、市町村から処理の委託を受けた者（受託者）が処理を再委託することは禁止されているが、東日本大震災においては、「被災市町村が災害廃棄物を委託する場合における処理の再委託の特例について」（平成23年7月）により、「平成26年3月31日までの間に限り、一定の基準の下で、受託者が処理を再委託することとする」特例措置が設けられ、災害廃棄物の迅速な処理に大いに役立った。

こうしたことを踏まえ、今後、災害廃棄物に係る再委託の制度的な根拠を、関係機関が事前に整備しておくことが望まれる。あわせて、膨大な廃棄物の迅速な処理という、災害廃棄物の特殊性を考慮して、一定の条件の下に再々委託を可能とする制度についても検討することが望まれる。

なお、検討に当たっては、現行の「一般廃棄物」と「産業廃棄物」という分類に加え、「災害廃棄物」という分類を新たに設けることについて考慮することが適当と考える。

■災害廃棄物処理に不可欠な場所の確保について

・処理業務場所と復興資材・再生資材の仮置き場の事前確保

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、処理業務を行うための場所（二次仮置き場等）、処置後に発生する復興資材・再生資材の仮置き場等を発災後の早期に用意する必要がある。平常時から、広い公共用地など候補地を選定しリストアップしておくことが重要と考える。

■復興資材・再生資材の活用促進について

・復興資材・再生資材の活用基準の整備

災害廃棄物処理に伴い生ずる復興資材や再生資材のリサイクルを円滑に進めるために、利用に当たっての要求品質等を示した活用基準の整備及び公共事業等での活用を促進するための措置が望まれる。

・復興資材・再生資材の活用事業について事前に指定

復興資材や再生資材は、受入先が決まらないため活用が進まない状況が多く見受けられた。大規模な公共事業を所管する国や県においては、復興資材や再生資材を活用する公共事業を事前に指定しておくことが有効と考える。国や県が積極的に活用することで、市町村での活用も促進すると考える。

■災害廃棄物処理の業務範囲について

・復興資材の活用業務まで拡大

平常時から復興資材を活用する事業を指定できている場合には、災害廃棄物の処理業務のみではなく、復興資材の活用業務まで含めて一括で発注することも有効となるケースがあると考えられる。

・仮設焼却施設の活用

宮城県では、各処理区の二次仮置き場内に設置した仮設焼却施設が災害廃棄物の減容化に大きく貢献した。発災後に活用できるセメント工場や既存の焼却施設の余力がない場合には、二次仮置き場内に仮設焼却施設を設置し焼却減容化することが有効と考える。

■地元貢献策の計画について

・地元との雇用等の協力体制について事前に計画

東日本大震災における災害廃棄物処理業務では、手選別作業等で協力して頂くなど、地元の方々の理解と協力がなくして業務の円滑な遂行はあり得なかった。また、地元の方々の雇用を通じて地元貢献にも寄与することができた。

こうした経験を踏まえ、平常時から市町村レベルで、災害廃棄物処理業務等の復旧・復興事業における地元との協力体制について、議論を深めておくことが有効と考える。

以上